

令和7年11月4日
健康福祉部感染症・疾病対策課
感染症危機管理室 感染症対策係
電話：027-226-3316 内線：3259

インフルエンザの注意報発令について（令和7/8シーズン）

直近の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者報告数が、国の定める注意報発令基準値を超えたため、本日、インフルエンザ注意報を発令しました。

県民の皆さんには、引き続き手洗い・咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底いただきますよう、お願ひいたします。

1 患者発生状況（定点あたりの報告数）

地域区分	44週（10/27～11/2）	43週（10/20～26）
北毛	7.00人	1.00人
西毛	8.53人	3.67人
中毛	10.50人	5.25人
東毛	21.33人	8.33人
県全体	12.27人	4.98人

【発令基準】

- ・流行開始の目安：1.00人以上
- ・注意報発令：10.00人以上
- ・警報発令：30.00人以上

注意報・警報発令後、定点あたりの報告数が10.00人未満になった場合、解除します。

2 過去の発令状況

シーズン	注意報発令	警報発令	警報解除
令和6/7	12月17日	12月24日	2月4日
令和5/6	10月24日	11月28日	4月9日
令和4/5	発令なし	—	—

3 県民の皆さんへ

インフルエンザの感染拡大を防ぐため、以下の対策を徹底しましょう。

（1） 基本的な感染対策

- ・咳などの症状がある人は、咳エチケットを守りましょう。
- ・こまめに手洗いをしましょう。
- ・十分な睡眠とバランスの取れた食事をとり、規則正しい生活を送りましょう。

（2） 予防接種の推奨

- ・インフルエンザワクチンには、発症や重症化を予防する効果があります。
- ・医師と相談のうえ、早めに予防接種を受けましょう。

（3） 体調不良時の対応

- ・発熱や咳などの症状がある場合には無理な登校・出勤を避け、事前に電話のうえ、医療機関を受診してください。
- ・ご家族や周りの方への感染を防ぐためにも、基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。